

森ノ宮医療大学 スポーツ特別奨学金制度細則

平成26年3月18日制定

平成29年1月17日改定

令和元年8月20日改定

令和2年10月20日改定

令和3年3月16日改定

令和6年2月27日改定

(趣旨)

第1条 この細則は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）が毎年度指定する入学試験における合格者に対し、給付型奨学金の給付の方法について定める。

(目的と給付対象者)

第2条 本奨学金は、勉学と部活動を両立する中で、医療資格に加え、中学校・高等学校教員もしくはスポーツの普及・発展のための指導者を目指す強い意志のある者に対し、学業奨励を目的として給付され、給付対象者は本学が毎年度指定する入学試験に合格した者とする。

(給付型奨学金の対象)

第3条 給付型奨学金の給付の対象となる費用は、以下の通りとする。

- (1) 「入学金」
- (2) 「授業料」年額30万円

(資格審査決定及び継続)

第4条 給付対象者の資格審査及び決定は、教授会を選考委員会として審査し、学長が決定する。

2 2年次以降は、下記に記載している正課の成績および部活動での活動を基準に評価し、優秀と判断された場合に継続を認めるものとする。

- (1) 原則、部活動に関しては100%出席しており、1年間を通じて部活動への活動意欲があると大学が判断できる者
- (2) 原則、年度末のGPA（通算または単年）が3.0以上（2021年度以前入学生）、2.0以上（2022年度以降入学生）の者で、1年間を通じて学習意欲があると大学が判断できる者

(他の奨学金との関係)

第5条 本奨学金の給付を受けている期間に、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

(給付の期間)

第6条 本学が毎年度指定する入学試験合格者にかかる給付型奨学金給付の期間は、原則として4年間

とする。ただし、給付対象者の資格を喪失した場合は、この限りではない。

(資格喪失)

第7条 給付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、すでに決定した本奨学金の給付を停止し、またすでに給付した本奨学金の全額について返還を求めることができる。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき
- (4) 学業成績が著しく不良のとき（第4条を基準とする）
- (5) 本学が指定するクラブ（サッカー部、女子バスケットボール部）を退部したとき
- (6) 4年間継続して勉学と部活動を両立することが不可能となったとき（第4条を基準とする）
- (7) 中学校・高等学校教員（保健体育）もしくはスポーツの普及・発展のための指導者をめざすことができなくなったとき
- (8) その他給付対象者として適当でないと認められたとき

2 ただし、前項の各号において相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、資格喪失の場合であっても返還を求めない。

(所管)

第8条 この細則に基づく奨学金に関する事務は、学生支援課が所管する。

附 則

- 1 この細則は平成26年3月18日から施行する。
- 2 この細則は平成29年1月17日から施行する。
- 3 この細則は令和元年8月20日から施行する。
- 4 この細則は令和2年10月20日から施行する。
- 5 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 6 この細則は令和6年2月27日から施行する。